

平成27年10月30日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成27年10月31日から平成27年12月1日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

現状、航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、給油時に発生する静電気を原因とする火災対策として、接地電極を使った給油設備等の接地（アース）及び給油設備等と航空機を電氣的に接続すること（ボンディング）が定められています。

今回の改正省令（案）の主な改正事項は、接地電極を使った給油設備等の接地に関する義務付けを削除するものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成27年12月1日（火）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を検討した上で、速やかに当該省令を公布・施行する予定です。



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：白石課長補佐、後藤事務官

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について

平成 27 年 10 月
消防庁危険物保安室

【改正理由】

現在、航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、給油時に発生する静電気を原因とする火災対策として、接地電極を使った給油設備等の接地（以下「アース」という。）とともに、給油設備等と航空機を電氣的に接続すること（以下「ボンディング」という。）が法令上定められている。今般、国際的動向を踏まえ、ボンディングが行われていれば航空機給油時の静電気対策として安全性に問題がないことから、アースの義務付けを削除するよう整備するものである。

【内容】

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「省令」という。）第 26 条第 3 項第 6 号へ及び同項第 7 号に規定される給油設備が給油配管及び給油ホース車又は給油タンク車である場合の接地電極の設置に関する義務付けを削除するとともに、同項第 6 号ホ及び第 40 条の 3 の 7 第 1 項第 5 号中の接地が航空機と電氣的に接続する方法であることを規定するよう改正するものである。

【施行期日】

公布の日

意見募集要領

1 意見募集対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法

電子メール本文（下記（１）の場合）、意見書（別紙様式）（下記（２）～（３）の場合）又は意見提出フォーム（下記（４）の場合）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見は御遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室あて

※ 意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

（２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁危険物保安室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-7534

消防庁危険物保安室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

4 意見提出期限

平成27年12月1日(火)(郵送の場合についても、同日必着)

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください(e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。)

提出されました意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)「パブリックコメント」欄に掲載するほか、消防庁危険物保安室において配布します。

なお、御提出いただいた記載内容は、連絡先を除き、すべて公開される可能性があることを御承知おき願います(匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、御意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

6 お問い合わせ先

消防庁危険物保安室(担当:白石、後藤)

電話:03-5253-7524

F A X:03-5253-7534

電子メール:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

消防庁危険物保安室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項第一号及び同項第二号並びに第二十七条第六項第一号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第六号ホ中「接地導線」を「航空機と電氣的に接続するための導線」に改め、同号へ及び同項第七号を削る。

第二十六条の二第三項第六号中「は、前条第三項第七号の規定の例によるほか」を「には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるとともに」に改める。

第四十条の三の七第五号中「接地するとともに、航空機と電氣的に接続する」を「航空機と電氣的に接続

することにより接地する」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空機給油取扱所の基準の特例）</p> <p>第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 航空機給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号（給油空地に係る部分に限る。）、第五号（給油空地に係る部分に限る。）、第七号ただし書、第九号、第十号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第十九号の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 給油ホース車のホース機器には、航空機と電気的に接続するための導線を設けるとともに、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。</p> <p>（削る）</p>	<p>（航空機給油取扱所の基準の特例）</p> <p>第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 航空機給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号（給油空地に係る部分に限る。）、第五号（給油空地に係る部分に限る。）、第七号ただし書、第九号、第十号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第十九号の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 給油ホース車のホース機器には、<u>接地導線を設けるとともに、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。</u></p> <p>（航空機給油取扱所には、<u>静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。</u>）</p>

(削る)

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 令第十七条第三項第二号に掲げる給油取扱所(以下この条及び第四十条の三の八において「船舶給油取扱所」という。)に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 船舶給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)、及び第十九号の規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるとともに、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講ずること。

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油

七 給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 令第十七条第三項第二号に掲げる給油取扱所(以下この条及び第四十条の三の八において「船舶給油取扱所」という。)に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 船舶給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)、及び第十九号の規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所は、前条第三項第七号の規定の例によるほか、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講ずること。

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油

設備を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

設備を接地するとともに、航空機と電氣的に接続すること。